

埼玉女子短期大学学則（抜粋）

（略）

（修業年限及び在学年限）

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

（略）

（授業科目）

第19条 授業科目を分けて、教養・キャリア科目及び専門教育科目とする。

（略）

4 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

（略）

（学習の評価）

第23条 試験等の評価はAA, A, B, C, Dをもって表わし、C以上を合格とする。なお、GPAによる評価も併記する。

（略）

（卒業の要件）

第28条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより、68単位以上を修得しなければならない。

（卒業及び称号）

第29条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、学校教育法の定めるところにより「短期大学士」の学位を授与する。

（略）